



発行 東京都

目次

規則

○難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の一部を改正する規則……………（福祉保健局保健政策部疾病対策課）…一

○東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則の一部を改正する規則……………（同）…六

○東京都在宅難病患者医療機器貸与事業の実施に関する規則の一部を改正する規則……………（同）…八

告示

○特定計量器定期検査の実施（九件）……………（生活文化局計量検定所検査課）…八

○建築基準法による道路位置の指定の取消し（二件）……………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課）…一〇

○建築基準法による道路位置の指定（二件）……………（同）…二

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………（環境局環境改善部化学物質対策課）…二

○クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の指定……………（福祉保健局健康安全全部健康安全課）…三

告示（水）

○昭和六十一年東京都水道局告示第六号（東京都水道局支所及び東京都水道局営業所の設置）の一部改正……………三

規程（下水）

○東京都下水道局契約事務規程の一部を改正する規程……………三

公 告

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出（二件）……………（産業労働局商工部地域産業振興課）…三

○大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………（同）…五

規 則

難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年四月二十五日

東京都知事 舛 添 要 一

●東京都規則第七十七号

難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則（平成二十六年東京都規則第九十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第一号の次に次の一号を加える。

一 の二 個人番号に係る調書（別記第二号様式の二）

第三条第二項第六号中「第二十二号第二十四号」を「第二十二号第二十五号」に改め、

同条第三項中「第二号に掲げる書類並びに同項第三号」を「第一号、第三号、第五号」

に、「ある事項に係るものを除く」を「ないもの並びに前項第八号に掲げる書類に限

る」に改める。

第十六条第四号を次のように改める。

四 第三条第三項の規定により支給認定の申請を行った者が支給認定を受けた場合

次に掲げる区分に応じ、それぞれ当該区分に掲げる日

イ 当該支給認定の有効期間の初日が当該者に係る道府県が行った支給認定の有効

期間の初日（以下この号において「基準日」という。）の属する月の初日から起

算して三月以内の場合 第一号に定める日

ロ 当該支給認定の有効期間の初日が基準日の属する月の初日から起算して三月を

超える場合 基準日から一年二月を経過する日の属する月の末日

第十七条第二項第一号中「第一号、」を削り、同項第二号中「省令第十二条第二項及

び第三項に規定する指定医の診断書」を「第三条第二項第一号に掲げる書類」に改める。
 第二十条第一号中「次号」を「支給認定患者等が第三条第二項第六号に掲げる者に該当しない場合であって、第二号」に改め、同号の次に次の一号を加える。

- 一の二 支給認定患者等が第三条第二項第六号に掲げる者に該当する場合であって、次号に掲げるもの以外の特定医療費の支給を受けようとするとき 医療費支給申請書兼口座振替依頼書(別記第十六号様式の二)

第二十一条第二項中「より通知」を「よる難病医療費助成指定医療機関指定書(以下「指定医療機関指定書」という。)を交付」に改める。

第二十四条に次の一項を加える。

2 前項の届出(指定医療機関の業務の廃止に係るものに限る。)には、指定医療機関指定書を添付しなければならない。

第二十五条第二項中「第二十一条第二項に規定する通知(以下「指定医療機関指定通知」という。)」を「指定医療機関指定書」に改める。

第二十六条の見出し中「の指定の通知」を「指定書」に改め、同条中「指定医療機関指定通知」を「指定医療機関指定書」に、「当該通知」を「当該指定医療機関指定書」に改める。

別記第二号様式の次に次の一様式を加える。

第2号様式の2(第3条関係)

個人番号に係る調査

指定難病用

氏名	生年月日	性別
申請時住所		
医療者番号 (お持ちの方のみ) 個人番号 (マイナンバー)		

氏名	生年月日	性別
申請時住所		
医療者番号 (お持ちの方のみ) 個人番号 (マイナンバー)		

氏名	生年月日	性別
申請時住所		
医療者番号 (お持ちの方のみ) 個人番号 (マイナンバー)		

氏名	生年月日	性別
申請時住所		
個人番号 (マイナンバー)		

氏名	生年月日	性別
申請時住所		
個人番号 (マイナンバー)		

氏名	生年月日	性別
申請時住所		
個人番号 (マイナンバー)		

氏名	生年月日	性別
申請時住所		
個人番号 (マイナンバー)		

以下は自治体が記入するもので申請する方(患者、保護者又は代理人)は記入しないでください。

申請する方の の属性	患者	保護者又は代理人
申請する方の の属性	保護者(患者が18歳未満)	個人番号カード
申請する方の の属性	その他	運転免許証
申請する方の の属性	その他	運転経歴証明書
申請する方の の属性	その他	旅券
申請する方の の属性	その他	在留カード

別記第五号様式中

生	年	月	日	年	月	日	年	齢	歳	性別	男・女
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	-----

生	年	月	日	年	月	日	年	齢	歳
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

改める。

別記第六号様式中

届	出	日	年	月	日
---	---	---	---	---	---

届出者

(届出日)	年	月	日
-------	---	---	---

(届出者)

氏名

生年月日

変更前の内容

印

「住民票の写し等」を「戸籍抄本等」に改める。

別記第七号様式中「指定医指定通知書」の次に「(原本)」を加える。

別記第八号様式中

生	年	月	日	年	月	日	年	齢	歳	性別	男・女
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	-----

生	年	月	日	年	月	日	年	齢	歳
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

改める。

別記第九号様式中

高額長期	重症認定	軽症者	呼吸器等	同一世帯
------	------	-----	------	------

高額長期	重症認定	軽症者	呼吸器等	同一世帯
------	------	-----	------	------

緊急その他をむを得ない場合には、本医療受給者証に記載されている指定医療機関以外の指定医療機関での診療等も特定医療費の支給対象となる。」

改める。

別記第十六号様式の次に次の一様式を加える。

第16号様式の2(第20条関係)

医療費支給申請書兼口座振替依頼書

患者氏名	受給者証番号	患者証番号	生年月日
(フリガナ)	1 3		年 月 日
申請額	①()円	②()円	*0

※1 医療機関等の窓口で支払った金額①のうち、高額医療費に相当する額は高額医療費から支給されます。
 ※2 高額医療費は、加入の健康保険等から支給されます。
 ※3 高額医療費は、患者又は申請者が、別途、加入の健康保険に請求する必要があります。請求方法については、健康保険証等の交付元にお問い合わせ下さい。

銀行・信用組合 の口座名義	支店・信用組合 の口座名義	口座番号	口座種別

口座振替依頼書
 口座番号 ()

- (注) 1 患者が未成年の場合は、保護者が申請者になつて下さい。
 2 *欄は、記入しないで下さい。
 3 *欄の中は、必ず記入して下さい。
 4 口座名義のフリガナは、金融機関の通帳に登録したおりに記入して下さい。
 5 患者が未成年の場合は、患者本人の口座を指定して下さい。患者本人以外の口座を指定する場合は、委任状(様式)が必要です。
 6 以上の項目を記入する場合は、委任状(様式)が必要です。
- 上記のおおし申請します。
 なお、支給決定額は、上記の口座にお振込み下さい。
 東京都知事 殿

診療 種別	年月	保険種別	負担区分	入院 外来 別	日数	診察・調剤費 診療 種別	診療 点数	備考
	年 月	社保(2)	1 割	入院(1)	日	食・生	点	
	年 月	社保(2)	2 割	外来(2)	日	食・生	点	
	年 月	社保(4)	10 割	調剤(4)	日	食・生	点	
	年 月	社保(2)	1 割	入院(1)	日	食・生	点	
	年 月	社保(4)	10 割	調剤(4)	日	食・生	点	
	年 月	社保(2)	1 割	入院(1)	日	食・生	点	
	年 月	社保(4)	10 割	調剤(4)	日	食・生	点	
	年 月	社保(2)	1 割	入院(1)	日	食・生	点	
	年 月	社保(4)	10 割	調剤(4)	日	食・生	点	
合 計								

額の助成対象医療費を上記のとおり領収しました。年 月 日

【 医科 ・ 歯科 ・ 調剤 ・ 看護 6 】

所在地
 施設名
 管理番号
 担当者名
 電話番号

医療機関コード

(日本工業規格A列4番)

別記第十八号様式(中)

指定訪問看護事業者 指定年月日(訪問看護 事業者のみ記載)	健康保険 介護保険	年 月 日 年 月 日
-------------------------------------	--------------	----------------

保険医療機関等の開設日
 (開設前に申請する場合のみ記載)

年 月 日

別記第二十号様式表を次のように改める。

改める。

第20号様式 (第23条関係)

難病医療費助成指定医療機関変更届

(表)

指定年月日	年 月 日	病院・診療所・薬局・訪問看護事業所
変更事由発生年月日	年 月 日	
名称 (※1)	変更前	
	変更後	
所在地 (※1)	変更前	
	変更後	
電話番号	変更前	
	変更後	
住所又は所在地 (※1)	変更前	
	変更後	
開設者 氏名又は名称 (※1)	変更前	
	変更後	
標ぼうしている診療科名 (病院・診療所のみ記載)	変更前	
	変更後	
役員の職・氏名 (開設者が法人の場合)	変更前	裏面に記載してください。
	変更後	

上記のとおり難病の患者に対する医療等に関する法律第19条の規定により届け出ます。

年 月 日

医療機関等

名称 :
所在地 :
コード (※2) :
開設者
住所 (法人にあっては所在地) :
電話番号 :
氏名 (法人にあっては名称及び代表者氏名) :
印

東京都知事 殿

※1 コードの変更を伴う場合は、変更前の指定医療機関の廃止届及び変更後の指定医療機関の新規指定申請の手続きが必要になります。

※2 医療機関の場合は医療機関コード、薬局の場合は薬局コード、訪問看護事業者の場合は訪問看護ステーションコード又は介護保険事業所番号を記載してください。

(日本工業規格A列4番)

届記録二十一号様式中「業務の廃止」や「業務の廃止(※1)」及び「コード※」や「コード(※2)」及び

「※ 医療機関の場合は医療機関コード、薬局の場合は薬局コード、訪問看護事業者の場合は訪問看護ステーションコード又は介護保険事業所番号を記載してください。」

「※1 業務の廃止の場合は、難病医療費助成指定医療機関指定書(原本)を添付してください。

※2 医療機関の場合は医療機関コード、薬局の場合は薬局コード、訪問看護事業者の場合は訪問看護ステーションコード又は介護保険事業所番号を記載してください。」

改める。

別記第二十三号様式中

指定年月日 年 月 日

指定年月日(※1) 年 月 日

「※難病医療費助成指定医療機関指定書」や「※1 難病医療費助成指定医療機関指定書(原本)」及び「コード※」や「コード(※2)」及び「※ 医療機関」や「※2 医療機関」に改める。

別記第二十三号様式中「指定医療機関指定通知書」や「指定医療機関指定書」に「コード※3」や「コード(※3)」に改める。

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第三条第二項第一号の次に一号を加える改正規定及び別記第二号様式の次に一様式を加える改正規定は、同年八月一日から施行する。

2 別記第五号様式から第八号様式まで、第十八号様式表、第二十号様式表及び第二十一号様式から第二十三号様式までの改正規定の施行の際、この規則による改正前の難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則別記第五号様式から第八号様式まで、

第十八号様式及び第二十号様式から第二十三号様式までによる用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年四月二十五日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第七十八号

東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則の一部を改正する規則

則

東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則（平成十二年東京都規則第九十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第一号中ホをへとし、ニをホとし、ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ 個人番号に係る調書（スモン等・先天性血液凝固因子欠乏症等・人工透析・肝炎用）（別記第二号様式の二）

第五条第二号イ中「別記第二号様式の二」を「別記第二号様式の三」に改め、同号中ロをヲとし、トからヌまでをチからルまでとし、同号へ中「リからルまで」を「ヌからヲまで」に改め、同号中へをトとし、同号ホ中「この号ホ」を「この号へ」に改め、同号中ホをへとし、ニをホとし、同号ハ中「別記第二号様式の三」を「別記第三号様式」に改め、同号中ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ 個人番号に係る調書（東京都対象難病用）（別記第二号様式の四）

第五条第三号中ニをホとし、同号ハ中「第一号ハ」を「第一号ニ」に改め、同号中ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ 個人番号に係る調書（スモン等・先天性血液凝固因子欠乏症等・人工透析・肝炎用）

第五条第五号中ニをホとし、ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ 個人番号に係る調書（スモン等・先天性血液凝固因子欠乏症等・人工透析・肝炎用）

第五条第六号中ニをホとし、ハをニとし、同号ロ中「第一号ハ」を「第一号ニ」に改め、同号中ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ 個人番号に係る調書（スモン等・先天性血液凝固因子欠乏症等・人工透析・肝炎用）

第五条第七号中ホをへとし、同号ニ中「第五号ニ」を「第五号ホ」に改め、同号中ニをホとし、ハをニとし、同号ロ中「第一号ハ」を「第一号ニ」に、「第二号ニ」を「第二号ホ」に改め、同号中ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ 個人番号に係る調書（スモン等・先天性血液凝固因子欠乏症等・人工透析・肝炎用）

第五条の二第一項中「前条第二号ホ」を「前条第二号へ」に改め、同条第二項中「前条第二号へ」を「前条第二号ト」に改める。

第八条第七項中「同号ハ」を「同号ニ」に改める。

第十二条の二第二項第四号中「第五条第二号リからルまで」を「第五条第二号ヌからヲまで」に、「同号へ及びリからルまで」を「同号ト及びヌからヲまで」に改め、同項第五号中「第五条第二号ホ及びト」を「第五条第二号へ及びチ」に改める。

第十三条の表二の項中「による」を「の規定による」に、「第五条第一号ホ」を「第五条第一号へ」に、「第五条第二号ホからトまで」を「第五条第二号へからチまで」に改め、同表二の二の項中「第五条第二号ホからトまで」を「第五条第二号へからチまで」に改め、同表三の項中「第五条第五号ハ及びニ」を「第五条第五号ニ及びホ」に改める。

別記第三号様式を削り、第二号様式の三を第三号様式とし、第二号様式の二を第二号様式の三とし、第二号様式の次に次の一様式を加える。

第2号様式の2(第5案関係)

スモン等・先天性血液凝固因子欠乏症等・人工透析・肝炎用

個人番号に係る調査(スモン等・先天性血液凝固因子欠乏症等・人工透析・肝炎用)

氏名	生年月日	性別
〒		
申請時住所		
受給者番号 (お持ちの方のみ)		
個人番号 (マイナンバー)		
代理人 (代理申請者の場合) 氏名	生年月日 電話番号	
住所	〒	

一人目

氏名

生年月日

性別

〒

申請時住所

個人番号
(マイナンバー)

氏名

生年月日

性別

〒

申請時住所

個人番号
(マイナンバー)

氏名

生年月日

性別

〒

申請時住所

個人番号
(マイナンバー)

氏名

生年月日

性別

〒

申請時住所

個人番号
(マイナンバー)

以下は自治体が記入するので申請する方(患者又は代理人)は記入しないでください。

身元確認

申請する方の身元確認

患者

代理人

その他

代理申請の場合(代理申請の場合)

戸籍謄本(法定代理人)

委任状(任意代理人)

個人番号カード

通知カード

住民票の写し

その他

個人番号確認

患者の個人番号の確認

個人番号カード

通知カード

住民票の写し

その他

(日本工業規格A914番)

別記第一号様式の三の次に次の一樣式を加える。

第2号様式の4(第5案関係)

都疾病用

個人番号に係る調査(東京都対象難病用)

氏名	生年月日	性別
〒		
申請時住所		
受給者番号 (お持ちの方のみ)		
個人番号 (マイナンバー)		
代理人 (代理申請者の場合) 氏名	生年月日 電話番号	
住所	〒	

一人目

氏名

生年月日

性別

〒

申請時住所

個人番号
(マイナンバー)

氏名

生年月日

性別

〒

申請時住所

個人番号
(マイナンバー)

氏名

生年月日

性別

〒

申請時住所

個人番号
(マイナンバー)

氏名

生年月日

性別

〒

申請時住所

個人番号
(マイナンバー)

以下は自治体が記入するので申請する方(患者又は代理人)は記入しないでください。

身元確認

申請する方の身元確認

患者

代理人

その他

代理申請の場合(代理申請の場合)

戸籍謄本(法定代理人)

委任状(任意代理人)

個人番号カード

通知カード

住民票の写し

その他

個人番号確認

患者の個人番号の確認

個人番号カード

通知カード

住民票の写し

その他

(日本工業規格A914番)

附則

この規則は、平成二十八年八月一日から施行する。

東京都在宅難病患者医療機器貸与事業の実施に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年四月二十五日

東京都知事 舛 添 要 一

●東京都規則第七十九号

東京都在宅難病患者医療機器貸与事業の実施

に関する規則の一部を改正する規則

東京都在宅難病患者医療機器貸与事業の実施に関する規則（平成十二年東京都規則第九十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第二号ロ(二)中「第五条第三号二」を「第五条第三号ホ」に改める。

附則

この規則は、平成二十八年八月一日から施行する。

告 示

●東京都告示第八八十三号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項の規定により、特定計量器（皮革面積計を除く。）の定期検査を次のとおり実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

平成二十八年四月二十五日

東京都計量検定所長 戸 谷 嘉 孝

一 検査地域 檜原村

二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの（分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。）。ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。

三 検査期日 平成二十八年五月二十五日及び同月二十六日

四 検査場所 (一) 特定計量器（皮革面積計を除く。）の所在の場所において、東京都計量検定所及び指定定期検査機関が検査を実施する。

(二) (一)のほか、東京都計量検定所（江東区新砂三丁目三番四十一号）において、午前九時から午後四時三十分まで検査を実施する。

五 指定定期 一般社団法人東京都計量協会

検査機関の名称

●東京都告示第八八十四号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項の規定により、特定計量器（皮革面積計を除く。）の定期検査を次のとおり実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

平成二十八年四月二十五日

東京都計量検定所長 戸 谷 嘉 孝

一 検査地域 日の出町

二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの（分銅及びおもり

を含む。以下「検査対象物」という。）。ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。

三 検査期日 平成二十八年五月二十七日から同年六月一日まで（東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。）

四 検査場所 (一) 特定計量器（皮革面積計を除く。）の所在の場所において、東京都計量検定所及び指定定期検査機関が検査を実施する。

(二) (一)のほか、東京都計量検定所（江東区新砂三丁目三番四十一号）において、午前九時から午後四時三十分まで検査を実施する。

五 指定定期 一般社団法人東京都計量協会

検査機関の名称

●東京都告示第八八十五号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項の規定により、特定計量器（皮革面積計を除く。）の定期検査を次のとおり実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

平成二十八年四月二十五日

東京都計量検定所長 戸 谷 嘉 孝

一 検査地域 あきる野市

二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの（分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。）。

ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。

三 検査期日

平成二十八年六月二日から同月二十日まで
(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。)

四 検査場所

(一) 特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在の場所において、東京都計量検定所及び指定定期検査機関が検査を実施する。
(二) のほか、東京都計量検定所(江東区新砂三丁目三番四十一号)において、午前九時から午後四時三十分まで検査を実施する。

五 指定定期検査機関の名称

一般社団法人東京都計量協会

●東京都告示第八百八十六号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在場所定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十条第二項の規定により告示する。

平成二十八年四月二十五日

東京都計量検定所長 戸 谷 嘉 孝

一 検査地域 奥多摩町

二 検査対象

非自動はかりであって、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの(分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。)。ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業

所の検査対象物を除く。

三 検査期日

平成二十八年六月一日から同月三日まで

四 検査場所

特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在の場所

五 指定定期検査機関の名称

一般社団法人東京都計量協会

●東京都告示第八百八十七号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在場所定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十条第二項の規定により告示する。

平成二十八年四月二十五日

東京都計量検定所長 戸 谷 嘉 孝

一 検査地域 瑞穂町

二 検査対象

非自動はかりであって、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの(分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。)。ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。

三 検査期日

平成二十八年六月一日から同月七日まで
(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。)

四 検査場所

特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在の場所

五 指定定期検査機関の名称

一般社団法人東京都計量協会

●東京都告示第八百八十八号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在場所定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十条第二項の規定により告示する。

平成二十八年四月二十五日

東京都計量検定所長 戸 谷 嘉 孝

一 検査地域 青梅市

二 検査対象

非自動はかりであって、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの(分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。)。ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。

三 検査期日

平成二十八年六月六日から同月二十七日まで
(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。)

四 検査場所

特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在の場所

五 指定定期検査機関の名称

一般社団法人東京都計量協会

●東京都告示第八百八十九号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、

特定計量器（皮革面積計を除く。）の所在場所定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

平成二十八年四月二十五日

東京都計量検定所長 戸 谷 嘉 孝

一 検査地域 羽村市

二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの（分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。）。

ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。

三 検査期日

平成二十八年六月八日から同月十六日まで（東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。）

四 検査場所

特定計量器（皮革面積計を除く。）の所在の場所

五 指定定期

検査機関 一般社団法人東京都計量協会
の名称

●東京都告示第八百九十号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項の規定により、特定計量器（皮革面積計を除く。）の所在場所定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

平成二十八年四月二十五日

東京都計量検定所長 戸 谷 嘉 孝

一 検査地域 昭島市、福生市、羽村市、あきる野市及び

日の出町

二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラムを超え二トン以下のもの及び同一の事業所で併せて使用するひょう量が二百五十キログラム以下のもの（分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。）。

ただし、ひょう量が二トンを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。

三 検査期日

平成二十八年六月一日から同月三十日まで（東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。）

四 検査場所

特定計量器（皮革面積計を除く。）の所在の場所

五 指定定期

検査機関 一般社団法人東京都計量協会
の名称

●東京都告示第八百九十一号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項の規定により、特定計量器（皮革面積計を除く。）の所在場所定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

平成二十八年四月二十五日

東京都計量検定所長 戸 谷 嘉 孝

一 検査地域

町田市、小金井市、日野市、多摩市及び稲城市

二 検査対象

非自動はかりであつて、ひょう量が二トンを超えるもの及び同一の事業所で併せて使用するひょう量が二トン以下のもの（分銅及びおもりを含む。）

三 検査期日

平成二十八年六月一日から同月三十日まで（東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。）

四 検査場所

特定計量器（皮革面積計を除く。）の所在の場所

五 指定定期

検査機関 一般社団法人東京都計量協会
の名称

●東京都告示第八百九十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。）第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり取り消した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年四月二十五日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

取消しに係る道路の種類

取消年月日

取消しに係る道路の位置

取消しに係る道路の延長及び幅員（単位メートル）

法第四十二条第一項第五号の規定による道路	平成二十八年四月一日	小金井市貫井北町三丁目九百八十七番三の一部	延長二〇・一〇幅員四・〇〇
----------------------	------------	-----------------------	---------------

●東京都告示第八百九十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。）第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり取り消した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年四月二十五日

東京都多摩建築指導事務所長

金子博

取消しに係る道路の種類
取消年月日
取消しに係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二条第一項第五号の規定による道路
平成二十八年四月一日
小金井市貫井北町五丁目七
百八十六番三
の一部分
延長
三〇・〇〇
幅員
五・〇〇

●東京都告示第八百九十四号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年四月二十五日

東京都多摩建築指導事務所長

金子博

指定に係る道路の種類
指定年月日
指定に係る道路の位置
指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二条第一項第五号の規定による道路
平成二十八年四月四日
狛江市和泉本町二丁目千三百二十八番八
十四、同番八十五、千三百
延長
二九・三八
幅員
四・三〇

三十二番十一及び同番十四の各一部

●東京都告示第八百九十五号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年四月二十五日

東京都多摩建築指導事務所長

金子博

指定に係る道路の種類
指定年月日
指定に係る道路の位置
指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二条第一項第五号の規定による道路
平成二十八年三月二十九日
東村山市久米川町一丁目四十八番三十三
延長
三〇・六六
幅員
四・〇〇

●東京都告示第八百九十六号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、平成二十八年東京都告示第二百九十六号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

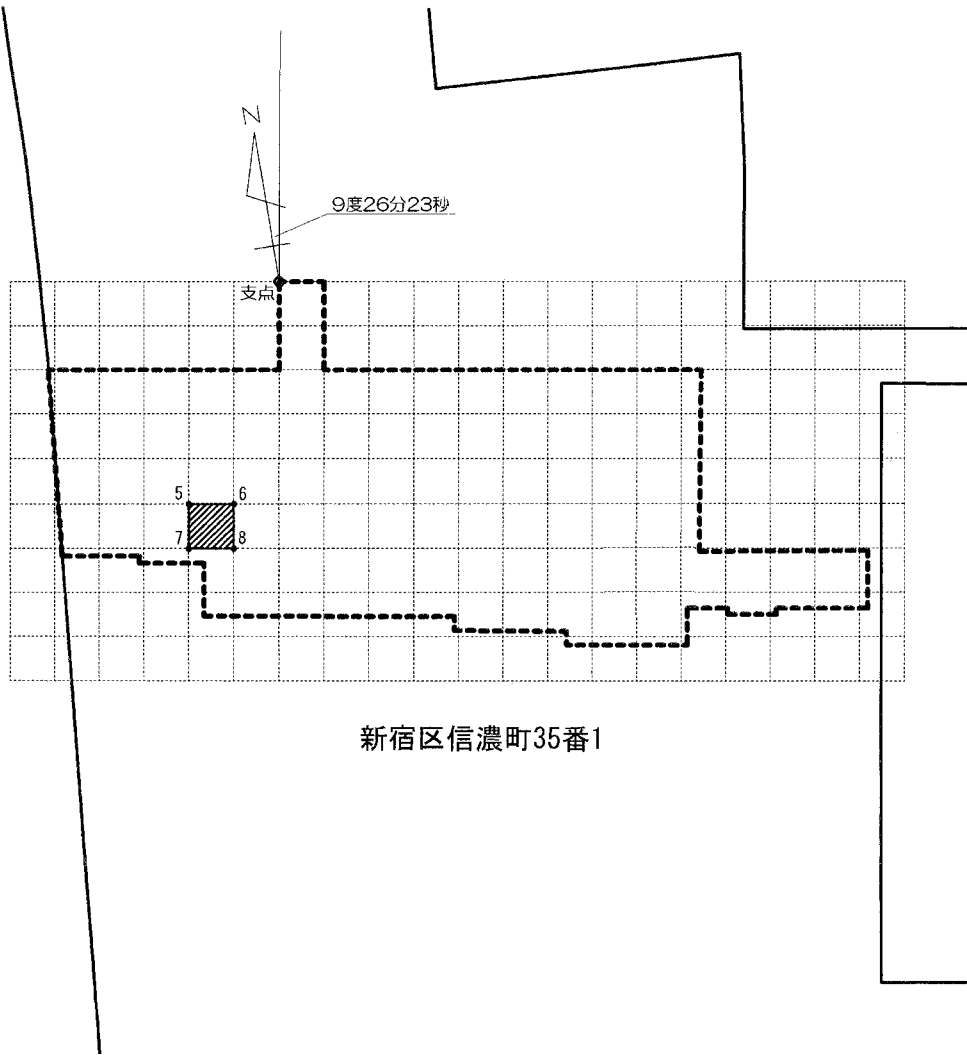
平成二十八年四月二十五日

東京都知事 外 添 要 一

一 指定を解除する区域 別図のとおり(新宿区信濃町地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項及び第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 水銀及びその化合物
三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



凡例

- : 筆境界
- : 単位区画
- ▨ : 調査対象地
- ▩ : 指定を解除する区域

【支点】
 支点は、調査対象地の最北端とする。

【格子の回転角度 9度26分23秒】
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

点名	X座標	Y座標
支 点	-35218.075	-10461.759
5	-35264.118	-10489.689
6	-35265.758	-10479.824
7	-35275.622	-10481.464
8	-35273.982	-10491.329

【備考】
 上記の座標は、測量法(昭和24年法律第188号)の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

新宿区信濃町35番1

●東京都告示第八百九十七号

クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号)第八條の二第一項及び第八條の三の規定に基づき、クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習を次のように指定する。

平成二十八年四月二十五日

東京都知事 舩 添 要 一

- 一 研修及び講習の 公益財団法人全国生活衛生営業指導
 主催者の名称及 センター
 び所在地 港区新橋六丁目八番二号
- 二 研修及び講習の (一) クリーニング師の研修
 開催年月日並び 第一回 平成二十八年七月二十
 に会場の名称及 一日
 び所在地 株式会社日本クリーニングセン
 ター
 文京区後楽二丁目三番十号
 第二回 平成二十八年九月一日
 株式会社日本クリーニングセン
 ター
 文京区後楽二丁目三番十号

- 第三回(廃棄物の処理及び清掃
 に関する法律に基づく特別管理
 産業廃棄物管理責任者の資格を
 得るための研修(以下「特管物
 研修」という。)を含む。) 平成二十八年十月十六日
 株式会社日本クリーニングセン
 ター
 文京区後楽二丁目三番十号
- 第四回 平成二十八年十月二十
 三日
 株式会社トヨタ東京教育センタ

(二)

- 立川市羽衣町一丁目三番四号
- 第五回 平成二十八年十二月四日
- 株式会社日本クリーニングセンター
- 文京区後楽二丁目三番十号
- 業務従事者に対する講習
- 第一回 平成二十八年七月三十一日
- 株式会社日本クリーニングセンター
- 文京区後楽二丁目三番十号
- 第二回 平成二十八年八月二十一日
- 株式会社トヨタ東京教育センター
- 立川市羽衣町一丁目三番四号
- 第三回 平成二十八年九月十一日
- 株式会社日本クリーニングセンター
- 文京区後楽二丁目三番十号
- 第四回 平成二十八年九月二十五日
- 株式会社日本クリーニングセンター
- 文京区後楽二丁目三番十号
- 第五回 平成二十八年十一月十七日
- 株式会社トヨタ東京教育センター
- 立川市羽衣町一丁目三番四号
- 第六回 平成二十八年十二月十四日
- 株式会社日本クリーニングセンター
- 文京区後楽二丁目三番十号

告示(水)

●東京都水道局告示第四号

昭和六十一年東京都水道局告示第六号(東京都水道局支所及び東京都水道局営業所の設置)の一部を次のように改正し、平成二十八年五月二日から施行する。

平成二十八年四月二十五日

東京都水道局長 醍醐 勇 司

表中東京都水道局南部支所の項位置の欄中「大田区大森本町一丁目七番十号」を「大田区平和島一丁目一番二号」に改め、東京都水道局大田営業所の項位置の欄中「同右」を「大田区大森本町一丁目七番十号」に改める。

規程(下水)

●東京都下水道局管理規程第二十八号

東京都下水道局契約事務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年四月二十五日

東京都下水道局長 石原 清 次

東京都下水道局契約事務規程の一部を改正する規程

東京都下水道局契約事務規程(昭和四十一年東京都下水道局管理規程第三十三号)の一部を次のように改正する。
第三十条中第二号から第四号までを削り、同条第五号中「前各号に掲げるもののほか」を「前号のほか」に改め、同号を同条第二号とする。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名) (二)住所(団体にあつては所在地) (三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十八年四月二十五日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。

平成二十八年四月二十五日

<p>一 店舗名 LaLaテラス南千住</p> <p>二 店舗所在地 荒川区南千住四丁目七番二号</p> <p>三 設置者名 三井不動産株式会社</p> <p>四 設置者住所 中央区日本橋室町二丁目一番一号</p> <p>五 変更前の店舗所在地 荒川区南千住四丁目三百四十六番四十九ほか</p> <p>六 変更後の店舗所在地 荒川区南千住四丁目七番二号</p> <p>七 変更前の設置者の代表者名 岩沙 弘道</p> <p>八 変更後の設置者の代表者名 菰田 正信</p> <p>九 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社京成ストアほか十七名</p> <p>十 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社京成ストアほか十八名</p> <p>十一 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社京成ストアほか七名</p> <p>十二 変更前の小売業者の住所 墨田区押上一丁目十番三号(株式会社京成ストア)ほか</p> <p>十三 変更後の小売業者の住所 千葉県市川市八幡三丁目三番一号(株式会社京成ストア)ほか</p> <p>十四 変更前の小売業者の代表者名 綿貫 征夫(株式会社京成ストア)ほか</p> <p>十五 変更後の小売業者の代表者名 佐藤 賢治(株式会社京成ストア)ほか</p> <p>十六 変更日 平成二十六年五月二十八日ほか</p> <p>十七 届出日 平成二十八年三月二十九日</p> <p>十八 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番</p>	<p>十九 縦覧期間 平成二十八年四月二十五日から同年八月二十五日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>二十 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>一 店舗名 リヴィンオズ大泉店</p> <p>二 店舗所在地 練馬区東大泉二丁目十番十一号</p> <p>三 設置者名 東映株式会社</p> <p>四 設置者住所 中央区銀座三丁目二番十七号</p> <p>五 変更前の設置者の代表者名 岡田 剛</p> <p>六 変更後の設置者の代表者名 多田 憲之</p> <p>七 変更を行った小売業者の氏名又は名称 合同会社西友</p> <p>八 変更前の小売業者の代表者名 ステイブ・ヘイズ・デイカス</p> <p>九 変更後の小売業者の代表者名 上垣内 猛</p> <p>十 変更日 平成二十七年五月一日ほか</p> <p>十一 届出日 平成二十八年三月三十一日</p> <p>十二 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十三 縦覧期間 平成二十八年四月二十五日から同年八月二十五日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>十四 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>
<p>一 店舗名 東急プラザ銀座</p> <p>二 店舗所在地 中央区銀座五丁目二番一号</p> <p>三 設置者名 合同会社スピードハウス</p> <p>四 設置者住所 中央区日本橋一丁目四番一号日本橋一丁目ビルディング</p> <p>五 変更前の小売業者の氏名又は名称 未定</p> <p>六 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社ロッテ免税店JAPANほか八十八名</p> <p>七 変更日 平成二十八年三月三十一日</p> <p>八 届出日 平成二十八年三月三十日</p> <p>九 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十 縦覧期間 平成二十八年四月二十五日から同年八月二十五日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>十一 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>一 店舗名 大規模小売店舗立地法に基づき変更の届出について</p> <p>二 縦覧時間 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下</p>	<p>大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下</p>

「法」という。)第六條第二項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があつたので、同條第三項において準用する法第五條第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八條第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十八年四月二十五日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

平成二十八年四月二十五日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 店舗名
リヴィンオズ大泉店
- 二 店舗所在地
練馬区東大泉二丁目十番十一号
- 三 設置者名
東映株式会社
- 四 設置者住所
中央区銀座三丁目二番十七号
- 五 変更前の店舗面積の合計
一万七千五百二十二平方メートル
- 六 変更後の店舗面積の合計
一万九千八百平方メートル
- 七 変更前の駐車場の位置及び収容台数
店舗内ほか 七百八十四台
- 八 変更後の駐車場の位置及び収容台数
店舗内ほか 七百四十七台
- 九 変更前の駐車場の数及び位置
六か所 店舗北側ほか
- 十 変更後の駐車場の数及び位置
五か所 店舗北側ほか

数及び位置

- 十一 変更日
平成二十八年十二月一日
- 十二 届出日
平成二十八年三月三十一日
- 十三 縦覧場所
東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
- 十四 縦覧期間
平成二十八年四月二十五日から同年八月二十五日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
- 十五 縦覧時間
午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八條第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見を聴取したので、同條第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

平成二十八年四月二十五日

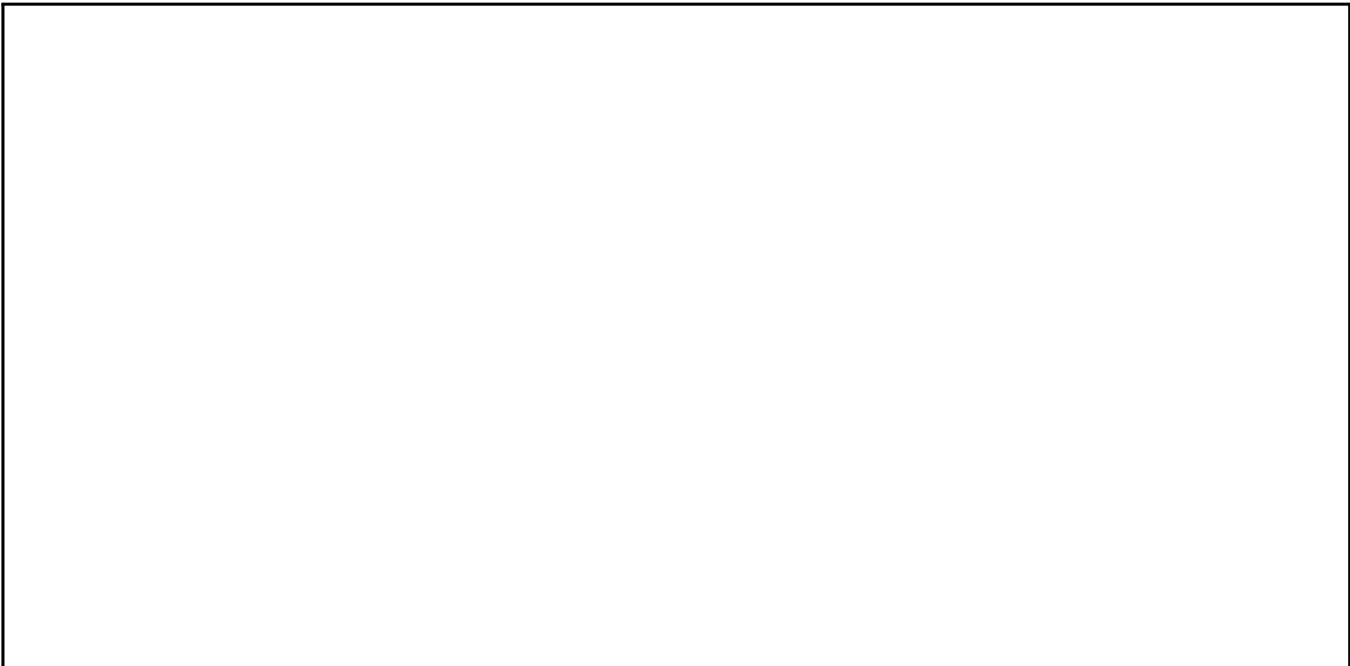
東京都知事 舛 添 要 一

- 一 店舗名
トーホープラザ
- 二 店舗所在地
練馬区錦二丁目十九番一号
- 三 設置者名
有限会社RBインベスターズ
- 四 意見
- ア 聴取者
練馬区長
- イ 概要
意見なし
- ウ 収受日
平成二十八年四月五日

五 縦覧場所

- 六 縦覧期間
平成二十八年四月二十五日から同年五月二十五日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
- 七 縦覧時間
午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)



発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 五〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山二丁目十三番七
号

郵便番号
113-0001